

中部森林管理局 樹木採取権現地説明会（令和4年5月11日） 質問に対する回答

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	資料2 別紙14	P5～P6	実施計画	初年度、実際に伐採ができるまでの期間はどのくらいかかるのか。	初年度できるだけ早く着手したい場合、当年度計画・当年度実施となることから、収穫調査を終えている基礎額算定林分をそのまま伐区として計画していただくこととなります。この場合であっても、作業着手にあたっては保安林にかかる土地の形質変更協議や樹木料の算定等を行う必要があることから、樹木採取権者となって実行計画書の提出から伐採に着手できるまでに2か月程度かかる見込みです。
2	資料2 別紙12	P1～P16	想定伐区	公募時現況図面で示された想定伐区については、すべて実施しなければならないのか。	樹木採取権者は、樹木の採取に当たっては想定伐区に縛られず、「採取の基準」に適合する範囲内で、自由に伐区を設定し樹木を採取することができます。
3	資料2 別紙1	P3～P8	申請様式	樹木料の算定の基礎となる申請額は、基礎額算定林分のみで良いのか。また、個々（林小班ごと）に基礎額以上の金額とならないといけないのか。	申請額は、基礎額算定林分のみで、総額により評価するので個々に基礎額算定林分の樹木料を上回る必要はありません（申請書には総額のみ記載していただきます）。
4	資料2 別紙9 別紙15	P7 P1～P2 P46～P49	基礎額	基礎額はどのように算出されているのか。市場価値逆算方式なのか。	基礎額の算定は市場価値逆算方式ではなく、樹木料評定式により算出しています。樹木料評定式は、立木販売実績を基に販売価格を求めると、統計的な手法を用いて作成した式です。伐区ごとの収穫調査の結果、近隣の原木市場等の直近1年間の平均丸太価格、当該伐区の木材生産に係る経費など様々な変数を用いて、樹木料評定式により樹木料評定額を算出しています。
5	資料2 別紙15	P14～P15	収穫調査等	収穫調査し樹木料評定額を提示され、価格が高いため取りやめた箇所を、再度1年後にやることは可能か。また、その際は再調査となるのか。	取りやめた箇所を再度採取する計画を提出することは可能です。収穫調査結果の有効期限は3年間あるため、採取開始予定時期が有効期限内であれば再調査の必要はありません。採取開始予定時期が収穫調査の有効期限を超過している場合は再調査の必要があり、その際の収穫調査経費は樹木採取権者が負担することになります。なお、再度採取を希望した場合の樹木料については、採取開始予定時期の3か月前から2か月前までの間に再度算定して提示します。
6	別紙14 別紙15	P8～P10 P15～P17	樹木の搬出	搬出期間は3年でいいのか。	樹木採取権運用協定第28条により搬出期間は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日までとされています。樹木採取権の存続期間の末日以降であっても、指定した日までには搬出は可能です。
7	資料2 別紙15	P8 P24～P25・ P68	植栽等	採取跡地における植栽はいつまでに完了しなければならないか。	樹木採取権者は、採取跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、当該採取跡地を管轄する森林管理署長と、樹木の採取に着手した日から搬出済届を提出するまでに締結しなければなりません。樹木を採取する年度に地拵え（枝条整理を含む。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能ですが、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了しなければなりません。